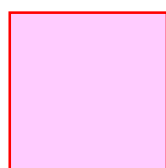
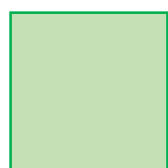


**歴史的資源を活用した観光まちづくり  
に対する支援メニュー集  
(令和2年度予算決定版)**



**令和2年3月**

**歴史的資源を活用した  
観光まちづくりユニット**



## ～目次～

### I. ソフト&ハード整備に対する支援

- 農山漁村振興交付金（農泊推進対策） . . . . . 1
- 日本遺産活性化推進事業 . . . . . 3
- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 . . . . . 5
- 伝統的建造物群基盤強化 . . . . . 7
- 地域計画等活用拠点形成事業 . . . . . 9
- 博物館等を中核とした文化クラスター推進事業 **新規** . . . . . 11
- 文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業（活用環境強化事業） **新規** . . . 13
- 空き家対策総合支援事業 . . . . . 15
- 地方創生推進交付金 . . . . . 17
- 浜の活力再生・成長促進交付金 . . . . . 20
- 地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト） . . . . . 23
- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 . . . . . 25
- ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上 . . . . . 27
- 公共交通利用環境の革新等 . . . . . 29
- 商店街活性化・観光消費創出事業 . . . . . 31

### II. ソフト（人材等）・プロモーションの充実に対する支援

- 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業 . . . . . 34
- 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業 **新規** . . . . . 36
- 文化財保存活用地域計画等作成 . . . . . 38
- Living History（生きた歴史体感プログラム）促進事業 **新規** . . . . . 40
- 不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進 . . . . . 42
- ふるさと移住交流支援プロジェクト . . . . . 44
- ふるさと起業家支援プロジェクト . . . . . 45
- 地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業 . . . . . 47

### III. その他

- 消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等 . . . . . 52

# I. ソフト&ハード事業

施策名	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	予算額(百万円)	5,038
申請先	各地方農政局※ （事業実施主体が、北海道内の場合は農村振興局、 沖縄県内の場合は、内閣府沖縄総合事務局） ※活性化計画の提出先は農林水産大臣	申請期間	2020年2月上旬～3月 中旬頃（予定） ※活性化計画の受付は、別途規定
概要	増大するインバウンド需要等と呼び込み、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の構築や観光コンテンツの磨き上げ、古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設等の整備を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。		
対象者	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 地域協議会 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 （1）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 市町村、地域協議会の中核法人 等 ② 農家民泊経営者等実施型 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体 （2）活性化計画に基づく施設整備事業 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等		
対象事業	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 ○ 交付対象事業 ① 農泊ビジネスの現場実施体制の構築 （地域の合意形成を図るワークショップの開催 等） ② 地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組等 （食や景観などの地域資源を活用した観光商品の開発の企画及び実施 等） ③ 地域外の人材や専門的スキル等を活用する取組 （研修生の雇用、中小企業診断士等の専門人材の活用 等） ④ インバウンド需要への対応 ※2年間の事業が完了した地域に対して追加支援 （Wi-Fi環境の構築、多言語標示板の設置、トイレの洋式化 等） 2. 施設整備事業【ハード対策】 ○ 交付対象事業 （1）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設などの施設の整備 ② 農家民泊経営者等実施型 地域内の農家民泊経営者等が営む宿泊施設の改修 （2）活性化計画に基づく施設整備事業 活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設 など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備		
支援内容	1. 農泊推進事業等【ソフト対策】 ○ 交付率：定額（上限500万円／年×2年） 等 2. 施設整備事業【ハード対策】 （1）活性化計画に基づかない施設整備事業 ① 市町村・中核法人実施型 ○ 交付率：1／2（上限2,500万円、5,000万円、1億円） ② 農家民泊経営者等実施型（※） ○ 交付率：1／2（上限1,000万円／軒） （2）活性化計画に基づく施設整備事業 ○ 交付率：1／2等 （※農家民宿から簡易宿所の営業許可 を取得して②を実施する場合、別途 農家民宿転換促進費の助成あり）		
備考	※ 活性化計画とは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条に基づき、都道府県又は市町村が作成する計画をいう。		
連絡先	農林水産省農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946（1、2（1）） 地域整備課 TEL：03-3501-0814（2（2）） URL： <a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html</a>		

＜対策のポイント＞

「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人 [令和2年度まで]）
- 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域 [令和2年まで]）

＜事業の内容＞

1. 農泊推進事業

- 国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、農家民泊の農家民泊への転換等を支援

※ 地域活性化対策も一部活用し支援

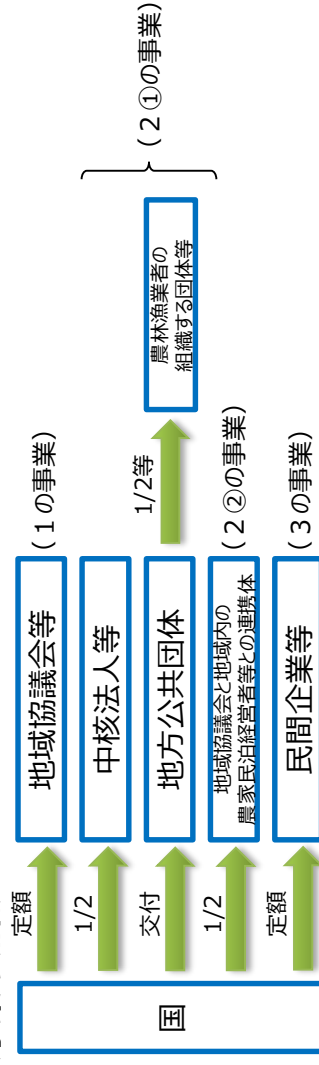
2. 施設整備事業

- ① 古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組み地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人実施型）
- ② 地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援（農家民泊経営者等実施型）

- 3. 広域ネットワーク推進事業
- デジタル情報を活用した戦略的な国内外へのプロモーションや大規模展示会への出展・商談会の開催、農泊を推進する上での課題を抱える地域に対し、ワンストップで課題に応じた専門家派遣・指導を行う取組等を支援

※ 下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【1の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会、地域協議会の連合体、DMO等
- **事業期間** 2年間等 ○ **交付率** 定額（上限500万円/年等）



地域資源を活用した  
体験メニューの開発



地域の食材を  
活用したメニュー作り



インバウンド受入環境の整備  
多言語への対応 Wi-Fi環境の構築 トイレの洋式化

【2①の事業】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1/2  
（上限2,500万円、5,000万円、1億円）

（活性化計画に基づく事業）

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1/2等

【2②の事業】

- **事業実施主体** 地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体
- **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域）

【3の事業】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）



古民家を活用した滞在施設

廃校を改修した大規模滞在施設



課題に応じた専門家の派遣・指導

<p>施策名</p>	<p>日本遺産活性化推進事業</p>	<p>令和2年度 予算(案)額(百万円)</p>	<p>672 ※この他、「国際観光旅客税の税収を充当する事業(Living History(生きた歴史体感プログラム))」:令和2年度18億円において、観光拠点としての更なる磨き上げとして地域全体で魅力につながる一体的な整備(日本遺産を含む)を支援する。</p>
<p>申請先</p>	<p>文化庁文化資源活用課</p>	<p>申請期間</p>	<p>年1回程度 (文化庁から各都道府県教育委員会を通じて連絡)</p>
<p>概要</p>	<p>地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。</p>		
<p>対象者</p>	<p>日本遺産の構成文化財の所在する地方公共団体等によって構成される協議会等 ※申請自治体関係部局や、NPO、文化財保存団体、商工会議所、民間事業者等によって構成され、補助対象事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する協議会等</p>		
<p>対象事業</p>	<p>日本遺産認定地域が実施する以下の事業。 (1) 情報発信、人材育成事業 ・ホームページ、映像、パンフレット等の制作 ・ボランティア、日本遺産の情報発信・普及啓発に資する人材育成  (2) 普及啓発事業 ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等  (3) 調査研究事業 ・文化財の文献調査・資料収集 (ストーリーとの関連性の確認に必要な追加調査・資料収集。ただし、指定に係わる調査を除く。)  (4) 公開活用のための整備に係る事業 ・日本遺産の情報発信に必要な資料の展示公開を行うための空き教室や廃校等の改修、休息施設、便所等便益施設等の設置、設備整備(警報設備、消火設備、防犯設備、防災他委託) ・案内板、説明板等の設置、その他の環境整備(案内板の設置等に伴う雑木、雑草の除去、張芝) 等</p>		
<p>支援内容</p>	<p>○上記対象事業について予算の範囲内で補助。  ○日本遺産の申請手続は以下の通り。 ・単一の市町村内でストーリーが完結し、構成文化財が当該市町村のみに存在する場合は「地域型」として応募可能 ※ただし、以下のいずれかにあてはまることが条件 ・歴史文化基本構想を策定済みの市町村 ・歴史的風致維持向上計画を策定済みの市町村 ・世界文化遺産一覧表記載案件の構成資産を有している市町村(構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと) ・世界遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有している市町村(構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと) ・世界遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有している市町村(構成資産を日本遺産のストーリーの構成文化財群に含むこと)  ・複数の市町村にまたがってストーリーが展開し、構成文化財が各市町村に存する場合は「シリアル(ネットワーク)型」として応募可能  ・市町村教育委員会から都道府県教育委員会を通じて文化庁へ申請書を提出</p>		
<p>備考</p>	<p>日本遺産ポータルサイト「支援策」URL <a href="https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/support.html">https://japan-heritage.bunka.go.jp/ja/about/support.html</a></p>		
<p>連絡先</p>	<p>文化庁 文化資源活用課 TEL:03-6734-4760 FAX:03-6734-3822</p>		

# 日本遺産活性化推進事業

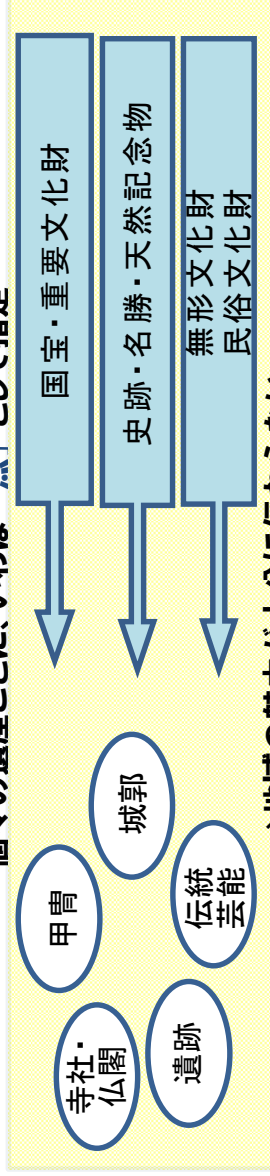
## 概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを2020年までに100件程度、「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦局的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。

令和2年度予算額(案) 672百万円  
(前年度予算額 672百万円)

## 従来型の文化財行政

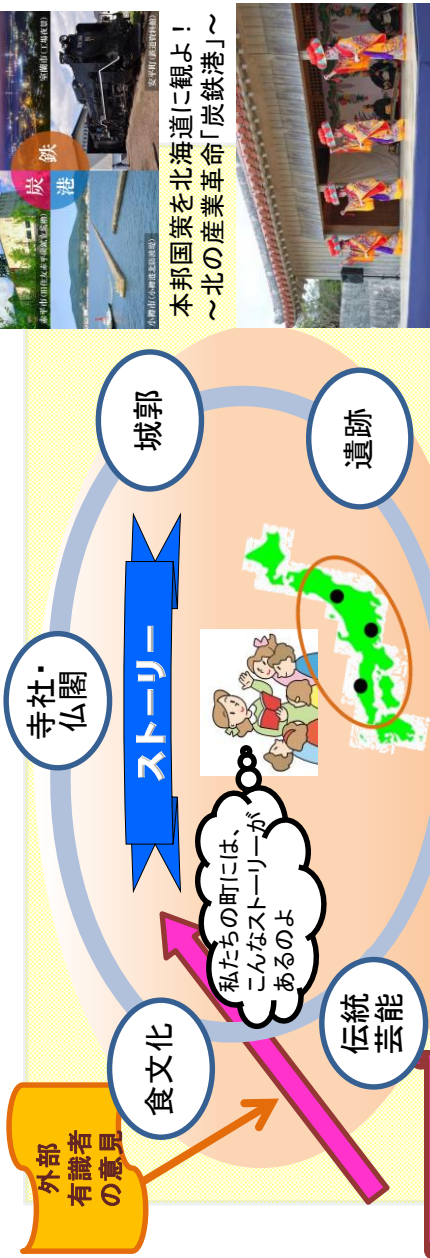
個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定



⇒地域の魅力が十分に伝わらない

## 日本遺産（Japan Heritage）

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、  
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進

## 日本遺産地域に対する支援

### 地域文化財総合活用推進事業

認定地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

- ①人材育成事業
  - ・観光ガイドやボランティア解説員の育成
- ②普及啓発事業
  - ・ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催
- ③調査研究
  - ・旅行者(訪問予定者)の嗜好性調査等

### 日本遺産プロモーション事業

- ・地域のニーズにあった専門家の派遣(日本遺産プロデューサー派遣事業)による地域活性化の支援
- ・日本遺産ポータルサイトを通じて国内外への情報発信、「日本遺産の日(2月13日)」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- ・民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットフォームの形成



施策名	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	令和2年度 予算(案)額(百万円)	11,563
申請先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度 (文化庁から各都道府 県教育委員会へ連絡)
概要	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うとともに、文化財の解説版、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。		
対象者	文化財の所有者、管理団体等		
対象事業	(1) 修理事業 (2) 管理事業 警報設備、消火設備、避雷設備、防盜、防犯設備、避難設備の設置工事や鳥獣虫害防除、危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断等 (3) 公開活用事業 文化財を分かりやすく解説する説明版や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等		
支援内容	(1) 補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。 ア 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。 イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。 (2) 補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業及び解説整備事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。 (3) 補助事業者が上記(1)及び(2)以外の者である場合の補助率は、別に定める場合を除き、補助対象経費の50%とする。 ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、別に定める加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL 03-6734-2835 FAX 03-6734-3820	

# 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和2年度予算額(案) 11,563百万円  
(前年度予算額) 11,366百万円

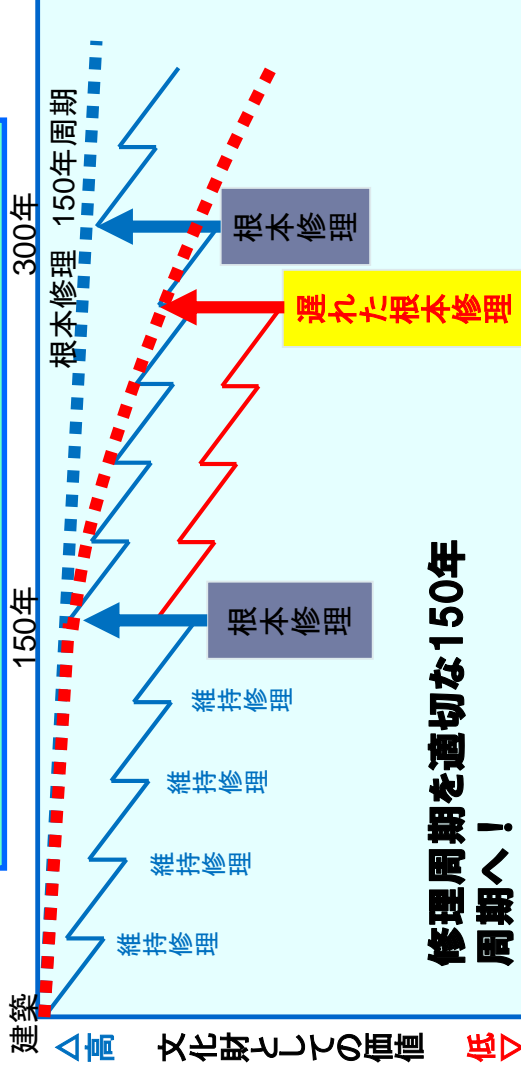
文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援するとともに、修理現場の公開促進や修理によって得られた新たな知見の情報発信を同時に実施することで修理時期を観光振興にもつなげる。また、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

## 文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は358件に達し、本格的な修理の時期に達している。

## 根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



## 修理周期を適切な150年周期へ！

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

## 修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



案内板による工事の解説

工事を見学できる仮設遊路を設置

## 文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興にも寄与する。



(国宝重文) 東照宮サイン整備 (栃木県)

旧下関英園領事館  
ハリアフリー設備 (山口県)

## 文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置

ワイヤーによる支持

〈適切な周期〉  
根本修理(解体、半解体修理)  
:平均150年周期  
維持修理(屋根葺替・塗装修理)  
:平均30年周期  
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



国宝清水寺本堂屋根根施工の様子 (京都府)

施策名	伝統的建造物群基盤強化	令和2年度 予算(案)額(百万円)	1,799
申請先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度 (文化庁から各都道府 県教育委員会へ連絡)
概要	重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。		
対象者	市町村		
対象事業	<p>(1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査</p> <p>(2) 修理 重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、適切な周期(根本修理:100年、維持管理:平均25年)による保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。</p> <p>(3) 防災施設等 重要伝統的建造物群保存地区の防災施設設置等。</p> <p>(4) 買上 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化。</p> <p>(5) 公開活用事業 重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。</p>		
支援内容	<p>補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。</p> <p>(1) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の65%とする。</p> <p>(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。</p> <p>(3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。</p> <p>(4) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。</p>		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL 03-6734-2835 FAX 03-6734-3820	

# 伝統的建造物群基盤強化

令和2年度予算額(案) 1,799百万円  
(前年度予算額 1,768百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、魅力に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査  
計画策定

修理・修景

買上

公開活用  
整備



伝統的建造物の修理と耐震



美しい町並みの回復



伝統的建造物の公開活用



にぎわいの創出  
伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

# 伝統的建造物群保存地区

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

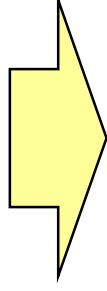
施策名	地域計画等活用拠点形成事業	要望額(百万円)	91
申請先	文化庁地域文化創生本部	申請期間	2019年11月15日～ 2020年1月8日
概要	文化財を中核とする観光拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する重点的な支援を実施する。		
対象者	地方公共団体等で構成される協議会		
対象事業	文化財を中核とする観光拠点整備を効果的に推進するため、文化財保存活用地域計画等に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援		
支援内容	補助率：定額		
備考	平成31年度から新規で実施する情報発信事業及び公開活用に資する設備整備事業については別事業にて実施予定		
連絡先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ TEL：075-330-6735 FAX：075-561-3511		

# 地域計画等活用拠点形成事業

令和2年度予定額 91百万円  
(前年度予算額) 247百万円

文化財を中核とする活用拠点の整備を推進するため、文化財保存活用地域計画等策定地域や、他の地域のモデルとなる優良な取組に対する支援

(文化財保存活用地域計画) 市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、国が認定



## 地域計画等活用推進枠

91百万円

文化財保存活用地域計画等に基づき実施される人材育成、公開活用に資する設備整備(古民家の活用に資する改修を含む)等を支援。



地域計画等を活用した文化遺産の総合的な整備・活用を支援



活用を目的とした古民家等の改修を支援

施策名	博物館等を中核とした文化クラスター推進事業	令和2年度 予算(案)額(百万円)	1,490百万円
申請先	文化庁	申請期間	未定
概要	博物館等を中核とした文化クラスター創出に向け、認定を受けた拠点計画・地域計画に基づき実施される事業に対し、博物館コレクション等の磨き上げ(調査・データベース・多言語化等)、Wi-Fi・キャッシュレスの整備、学芸員等の確保、バリアフリー、展示改修等の整備等について支援を行う。		
対象者	補助事業者は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律案(令和2年2月7日閣議決定)第4条第3項に基づき認定された拠点計画の文化資源保存活用施設の設置者又は管理者、若しくは同法第12条第4項に基づき認定された地域計画の区域内にある中核とする文化観光拠点施設の設置者又は管理者若しくは地域計画の協議会の構成員である市町村又は都道府県、同施設を構成員とする協議会		
対象事業	<p>(1)文化観光拠点施設機能強化事業</p> <p>ア 文化観光拠点施設における文化資源の魅力の増進に関すること</p> <p>イ 情報通信技術を通じた展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの来訪者が文化資源について理解を深めることに資すること</p> <p>ウ 文化観光拠点施設に関する移動その他利便の増進に関すること</p> <p>エ 文化資源に関する工芸品や食品等の販売、提供に関すること</p> <p>オ 文化観光に関する情報提供の充実・強化に関すること</p> <p>カ 上記アからオを実施するために必要な施設・設備の整備に関すること</p> <p>(2)地域文化観光推進事業のうち文化観光拠点施設の機能強化に資する事業</p> <p>地域文化観光推進事業のうち文化観光拠点施設の機能強化に資する取組において、上記(1)と同様の事業を計画している場合は、同様の事業を補助対象とする。その場合、(1)オについては、地域計画に関する広報と読み替えるものとする。</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助額: 上限5000万円</li> <li>○ 補助率: 2/3</li> </ul>		
備考			
連絡先	文化庁 TEL : 03-5253-4111		





施策名	文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業 (活用環境強化事業)	令和2年度 予算額(百万円)	1,800百万円の内数
申請先	文化庁文化資源活用課	申請期間	年5回程度 (文化庁から各都道府 県教育委員会へ連絡)
概要	訪日外国人観光客が多く見込まれる地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のためのコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。		
対象者	重要文化財建造物もしくは登録有形文化財建造物等の所有者、管理団体 ※原則として、平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村及び日本遺産の構成文化財が存する並びに世界遺産の構成遺産が存する、ユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村であること		
対象事業	ア 文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定 イ 文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。） ウ 文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く。）の整備		
支援内容	補助金の額は、補助対象経費の1/2を限度とする。 ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。 ただし、補助対象経費の2/3を上限とする。		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課 TEL 03-6734-2835 FAX 03-6734-3820		

# 文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業 (活用環境強化事業)

## 【目的】

訪日外国人観光客が多く見込まれる地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や公開活用のため  
のコンテンツの作成等を行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

## 【補助事業者】

重要文化財建造物もしくは登録有形文化財建造物等の所有者、管理団体

※ 原則として、平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村及び  
日本遺産の構成文化財が存する並びに世界遺産の構成遺産が存する、ユネスコ無形文化遺産が公  
開される市区町村であること

## 【補助対象事業】

ア 文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）  
等の環境整備（登録有形文化財建造物については、活用のための安全性確保に必要な防災設備等  
の整備又は耐震対策工事を含む。）

ウ 文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設（新築を除く  
。）の整備

施策名	空き家対策総合支援事業	予算額(百万円)	3,500
申請先	市区町村等から国土交通省各地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局へ申請	申請期間	—
概要	空家等対策の推進に関する特別措置法（以下空家法）に基づき市区町村が策定する空家等対策計画に沿って実施する空き家の活用や除却などを、地域のまちづくりの柱として実施する市区町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行う。		
対象者	市区町村等 （補助対象市区町村 ・空家法に基づく「空家等対策計画」を策定している ・空家法に基づく「協議会」を設置するなど、 地域の民間事業者等との連携体制がある 等）		
対象事業	・空き家対策基本事業 市区町村等による空き家の除却や活用等の取組を支援する事業 等		
支援内容	・空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用 [負担割合： 国2/5、地方公共団体2/5、所有者1/5等] ・空家住宅等の改修等に要する費用 [負担割合： 国1/3、地方公共団体1/3、所有者1/3等] ・関連する事業 等 ○用語の定義 ・空家住宅等：空家法第2条第1項に規定する空家等であって、その除却後の跡地又は増改築の後の建築物が地域活性化のための計画的利用に供されるものをいう。 ・特定空家等：空家法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。 ・不良住宅：住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅をいい、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む。		
備考	社会資本整備総合交付金でも同様の支援が可能		
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 TEL：03-5253-8508 FAX：03-5253-1628		

# 空き家対策総合支援事業

令和2年度予算案：35億円(1.06倍)

空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う(社会資本整備総合交付金とは別枠で措置)

## 事業内容

市町村が空家等対策計画に基づき実施する以下の事業

- ・空き家の除却  
例：特定空家等の除却  
ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用  
例：空き家を地域活性化のための地域交流施設に活用
- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定  
例：所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等
- ・関連する事業等  
例：周辺建物の外観整備、残置物の処分への支援

### 空き家の除却



居住環境の整備改善のため、  
空き家を除却し防災空地を整備

### 空き家の活用



地域活性化のため、空き家を  
地域交流施設に活用

法定の協議会など、  
民間事業者等と連携して事業を推進

## 補助対象

以下の①、②を満たす市区町村

- ①空家等対策計画を策定
- ②空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある  
など

## 補助率

所有者が実施

地方公共団体が実施

国	地方公共団体	所有者
---	--------	-----

※活用の場合は、各々1/3を負担

国	地方公共団体
---	--------

※活用の場合は、各々2/5を負担

## 事業期間

平成28年度～令和2年度

※社会資本整備総合交付金等  
でも同様の支援が可能

施策名	地方創生推進交付金	予算額(百万円)	100,000
申請先	内閣府地方創生推進事務局	申請期間	2020年1月21日 ～1月23日
概要	地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定</p> <p>(1) しごと創生・・・ローカルイノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO、地域商社）、ローカルサービス生産性向上 等</p> <p>(2) 地方への人の流れ・・・移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等</p> <p>(3) 働き方改革・・・若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等</p> <p>(4) まちづくり・・・コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等</p>		
支援内容	<p>○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金（補助率：1/2）を交付。</p> <p>※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。</p> <p>※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。</p> <p>○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における5原則（将来性、地域性又は直接性）の視点から、事業の先駆性を審査。</p> <p>○ 上記の①～⑦のうち、特に重要な①～④が申請要件となっており、①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ（都道府県：最大3億円（国費）、中枢中核都市：最大2.5億円（国費）、市区町村：最大2億円（国費））で申請することができ、①と②～④で2つ以上該当する場合には、横展開タイプ（都道府県：最大1億円（国費）、中枢中核都市：最大0.85億円（国費）、市区町村：最大0.7億円（国費））での申請が可能。</p>		
備考	-		
連絡先	<p>内閣府 TEL：03-3581-4213 地方創生推進事務局 FAX：03-3581-5536 URL： <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html</a></p>		

# 地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

令和2年度予算概算決定額 1,000億円

（令和元年度予算額 1,000億円）

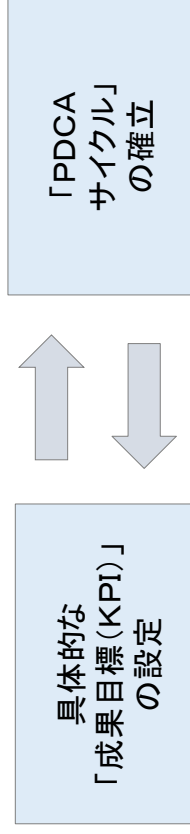
## 事業概要・目的

○第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度における地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援します。

①地方版総合戦略に基づき、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援

②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援

③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

## 事業イメージ・具体例

### 【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
  - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
  - 例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等

②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）

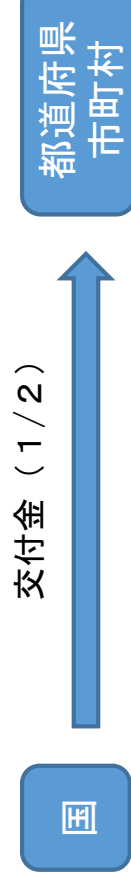
- ・東京圏からのUJターの促進及び地方の担い手不足対策
- 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組み起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

### 【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

	交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業（うち広域連携3事業）
中核中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業（うち広域連携2事業）
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業（うち広域連携1事業）

## 資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

## 令和2年度からの主な運用改善

- ①Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組を支援するSociety5.0タイプの新設（交付上限額（国費）3.0億円、申請上限件数の枠外）
- ②複数年度にわたる施設整備事業の円滑化（本交付金のうち30億円を地方創生拠点整備交付金として措置）
- ③移住支援事業の要件緩和（対象者・対象企業の拡大）

流域DMOを核とした1/2村民・1/3村民創出事業  
～古民家再生・タイニーハウス等による観光・移住促進～  
＜山梨県小菅村(こすげむら)＞

2019年度交付額  
3,750千円  
〔2016～2020年度  
総交付額:35,250千円〕

## 実施主体

○株式会社 源

設立:2017年3月

小菅村等の行政のほか、観光協会や道の駅、  
商工会等、村内の主要団体を網羅。

## 事業の概要等

○新たな観光キャパシティを創出する「古民家再生」事業

古民家を活用した新たな観光事業の立ち上げに向けた実行可能性調査及び  
事業計画の立案を行う。調査・計画については、古民家関連の事業で成果を  
挙げている、(一社)ノオトと連携し実施する。

- ・村全体での古民家再生のコンセプト・ビジョン立案
- ・古民家の用途検討、事業シミュレーション、設計

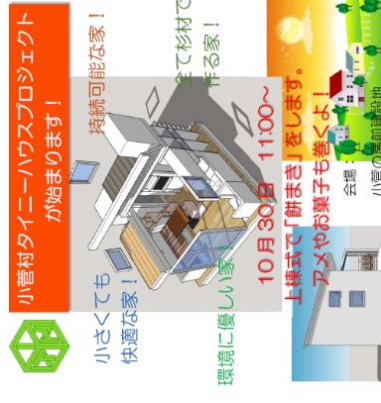
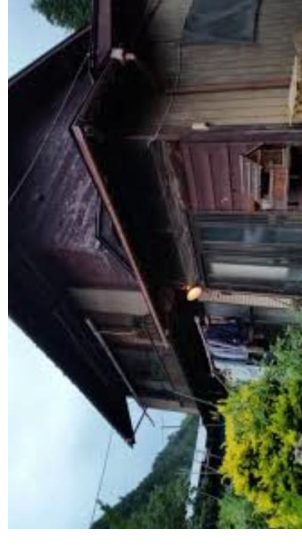
○単身者・少人数世帯向けの住居としての「タイニーハウス」事業  
若者単身者を中心とした移住希望者向けに、4坪程度の単身者向け小規模  
住宅「タイニーハウス」を建設する。

また、材料及び設計方法をパッケージングし、全国に向け発信・販売する。

- ・タイニーハウスの企画・基本設計・用地選定・建設
- ・タイニーハウスの量産化に向けての各種検討、生産・流通体制の構築
- ・タイニーハウスに居住する移住者の募集告知、販促活動

## KPI

○古民家等を活用した新たな観光事業の利用者数  
(2015年度)0人⇒(2020年度)3,400人



施策名	浜の活力再生・成長促進交付金	令和2年度 概算決定額(百万円)	2,004の内数
申請先	水産庁防災漁村課	申請期間	令和元年度内に募集を 予定。
概要	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、密漁防止対策、コスト削減、作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組等について支援する。		
対象者	事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合等		
対象事業	<p>水産業強化支援事業のうち漁港機能高度化目標</p> <p>○海業支援施設</p> <p>漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設並びに漁業や漁村に特有の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村特有の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設を整備。</p> <p>また、当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、地域水産物普及施設として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する施設整備を支援。</p>		
支援内容	交付率：定額（1／2以内）、沖縄定額（2／3以内）		
備考			
連絡先	<p>水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班</p> <p>TEL： 03-6744-2392</p>		



### <対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

### <政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における**漁業所得向上（10%以上** [取組開始年度から5年後まで]）

## <事業の内容>

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

- 浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援**します。

### 2. 水産業強化支援事業

- 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援**します。

### <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

### 1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

### 2. 水産業強化支援事業

#### <ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援



#### <ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

# 浜の活力再生・成長促進交付金（旧強い水産業づくり交付金）による整備事例

○漁業地域の活性化を目指し、漁村特有の地域資源を活用した海業支援施設を支援。

長崎県松浦市

漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作业所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、地域資源の付加価値創造を図るための施設を整備。

写真例：地域水産物普及施設（直販所等）



沖縄県北大東村

漁村の伝統文化や景観を後世に伝承していくことを目的として、漁村の歴史的建造物の保全・修復に資する景観保全施設及び歴史・文化伝承施設を整備。

写真例：燐鉱石発掘跡地（登録文化財）に調和する形で地元漁業の歴史・文化を伝え、漁業体験ができる施設を整備



施策名	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	予算額(百万円)	900
申請先	地方公共団体	申請期間	随時募集
概要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援		
対象者	民間事業者等に補助金を助成する地方公共団体		
対象事業	<p>○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること</li> <li>・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること</li> </ul> <p>※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費+地方費）以上となること  ※地域金融機関からの融資は、無担保（交付金事業による取得財産の担保設定は除く）・無保証</p> <p>○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市町村が助成を行う場合に支援</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費による交付額の上限 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶原則2,500万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件）</li> <li>▶融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円</li> <li>▶2倍以上の場合は、上限5,000万円</li> </ul> </li> <li>・補助率 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶原則1/2</li> <li>▶条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は2/3、3/4</li> <li>▶①国等が開発・支援して実証段階にある新技術を活用した事業</li> <li>②再販防止等の推進</li> <li>③農林水産物・食品の輸出促進</li> </ul> </li> </ul> <p>に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国費10/10により支援</p>		
備考	-		
連絡先	総務省地域力創造グループ地域政策課	TEL : 03-5253-5523	FAX : 03-5253-5530

# ローカル10,000プロジェクト

R2予算案

地域経済循環創造事業交付金 9.0億円の内数

- 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、  
・施設整備費  
・機械装置費  
・備品費

- ・原則 1/2
- ・条件不利地域かつ助政力の弱い市町村の事業は 2/3、3/4
- ・新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

### 公費による交付額 ※1

#### 国費

#### 地方費

### 地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く)・無保証

### 自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

## これまでの実績 (377事業、308億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績 (見込み含む) (H30年度末時点))

公費交付額 110億円、融資額 151億円、  
自己資金等 46億円

## 重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術の活用
  - ② 再犯防止等の推進
  - ③ 農林水産物・食品の輸出促進
- に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

施策名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	予算額(百万円)	5,412の内数
申請先	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 …各地方運輸局等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 …観光庁観光産業課 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 …各地方運輸局等	申請期間	調整中
概要	訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。		
対象者	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等 (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 基本的ストレスフリー環境整備：複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成された団体及びその構成員である宿泊事業者 バリアフリー環境整備：宿泊事業者 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 公共交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等		
対象事業	(1) 地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業 ①外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化 ・訪日外国人旅行者にとって利用しやすい観光案内所の整備を促進するため、観光案内所の開設や機能向上・災害時の対応能力強化等にかかる経費の一部について支援。 ②観光スポットの段差の解消 ・訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みのあるものとして観光庁が指定する市区町村に係る観光地における代表的な観光スポットにおける段差の解消に要する経費の一部について支援。 注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る (2) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料Wi-Fiの整備や決済端末等の整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。 (3) 交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。		
支援内容	補助率 (1)……………1/3 (一部1/2) (2)……………基本的ストレスフリー環境整備：1/3 (補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に150万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。) バリアフリー環境整備：1/2 (上限500万円) (3)……………1/2、2/5、1/3、1/4等 (交通サービス調査事業は上限1,000万円)		
備考	—		
連絡先	(1) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 (2) 国土交通省 観光庁 観光産業課 (3) 国土交通省 総合政策局 地域交通課	TEL：03-5253-8972 TEL：03-5253-8330 TEL：03-5253-8396	

# 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

予算額：5,412百万円











訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。  
また、持続可能な観光の実現や災害等の非常時への対応能力の強化等に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

## ○地方での消費拡大に向けた取組を支援

外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化	案内標識の多言語化	多言語翻訳システム機器の整備	デジタルサイネージの整備	無料公衆無線LAN環境の整備	非常用電源装置	観光スポットの段差の解消
						

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る

## ○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■ 基本的ストレスフリー環境整備	案内表示の多言語化	国際放送設備の整備	決済端末等の整備	ムスリム受入マニュアル作成
				
■ バリアフリー環境整備	トイレのバリアフリー化	手すりの設置	エレベーターの設置	スロープの設置
				

## ○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記	多言語案内用タブレット端末等の整備	無料Wi-Fiの整備	トイレの洋式化及び機能向上	全国共通ICカード、QRコード決済等の導入	移動円滑化
					

## ○実証事業の実施

- ・持続可能な観光の推進に関する調査
- ・大規模地震等に備えた訪日外国人旅行者への情報の集約・提供方法に関する調査

等

施策名	ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上		予算額(百万円)	2,535の内数
申請先	(1)・(2)・(3) …各地方運輸局等 (4)・(5) …各地方整備局等		申請期間	調整中
概要	訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。			
対象者	地方公共団体、民間事業者、航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者、協議会等			
対象事業	(1)まちなかの周遊機能の強化（まるごとインバウンド対応） (2)観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化 (3)「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業 (4)古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり (5)先進的なサイクリング環境整備事業			
支援内容	補助率：2分の1、3分の1			
備考				
連絡先	(1)、(2)、(3)	国土交通省	観光庁	外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972
	(4)電線の地中化等	国土交通省	道路局	環境安全・防災課 TEL：03-5253-8495
	(4)シェアサイクル	国土交通省	都市局	街路交通施設課 TEL：03-5253-8416
	(4)歴史的観光資源の高質化	国土交通省	都市局	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL：03-5253-8954
	(4)古民家等の観光資源化	国土交通省	住宅局	市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL：03-5253-8517
	(5)先進的なサイクル環境整備	国土交通省	道路局	参事官 TEL：03-5253-8497

# ICT等を活用した多言語対応等による観光地の「まちあるき」の満足度向上

観光庁(参事官(外客受入担当)): 2,535百万円

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかににおける面的な「まちなかインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

## ■ まちなかの周遊機能の強化 (まちなかインバウンド対応)

- 多言語表示の充実・改善
  - 二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備
  - 観光スポットの揭示物・HP等の多言語化
  - 無料公衆無線LAN環境の整備
- エリア無料Wi-Fiの整備

## ○ 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備

- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 先進的な決済環境の整備
- 先物店電子化対応環境の整備
- 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

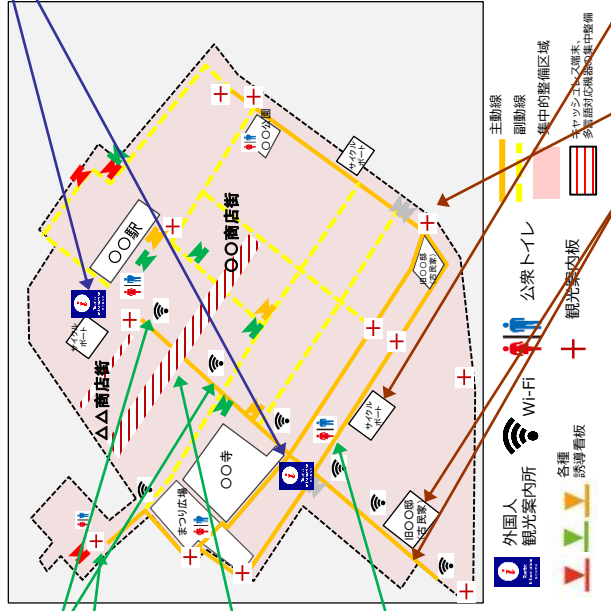
## ○ トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上(光触媒タイルの活用等)
- 非常時情報発信機能の整備
- 観光スポットの段差の解消
- デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備

## ■ 「道の駅」インバウンド対応拠点整備事業

- 外国人観光案内所の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- H・P・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 揭示物等の多言語化
- 先進的な決済環境の整備
- 免税店電子化対応環境の整備
- 免税店電子化対応環境の整備

## 地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



**地域要件**

以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込が大きい観光地として観光庁が指定するもの

- 訪日外国人旅行者の評価が高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多

く見込まれる観光地

<b>補助率</b>	2分の1、3分の1
<b>事業主体</b>	(1) 地方公共団体 (港務局を含む。) (2) 民間事業者 (公共交通事業者等を含む。) (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者 (4) 協議会等

## ■ 観光地のゲーテウェイとしての外国人観光案内所の機能強化

- 情報発信機能の強化
  - デジタルサイネージの整備
  - V R機器の整備
  - AI・チャット Botの整備 等
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
  - 無料公衆無線LAN環境の整備
  - 多言語翻訳システム機器の整備
  - 多言語案内用タブレット端末の整備
  - 非常時の対応能力の強化
  - 免税対応端末、手ぶら観光 等
- 外国人観光案内所等の情報提供機能の強化
  - 地域におけるコスト消費促進のための環境整備 等
  - 非常用電源装置の整備
  - 情報端末への電源供給機器等の整備

## ■ 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

- 歴史的観光資源の高質化
- 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり
  - 多言語での情報発信
  - 多言語ガイドの養成
  - 外国人向けモニターツアーの実施
- シェアサイクルの導入
- 電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化
- 古民家等の観光資源化



施策名	公共交通利用環境の革新等	予算額(百万円)	4,400
申請先	各地方運輸局等	申請期間	調整中
概要	<p>地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。</p> <p>あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。</p>		
対象者	公共交通事業者、旅客施設の設置管理者等		
対象事業	<p>①多言語対応  ②無料Wi-Fiサービス  ③トイレの洋式化  ④キャッシュレス決済対応  ⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保  ⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上  ⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応  ⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等</p> <p>に要する経費の一部について支援（①～④をセットで整備し、あわせて⑤～⑧を支援可能）  及び観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援</p>		
支援内容	補助率 2分の1、3分の1		
備考			
連絡先	国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 国土交通省 総合政策局 地域交通課		TEL: 03-5253-8972 TEL : 03-5253-8396

# 公共交通利用環境の革新等

観光庁(参事官(外客受入担当)): 4,400百万円

○ 地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進。

○ あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、「観光地型MaaS」の実装に向けて、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

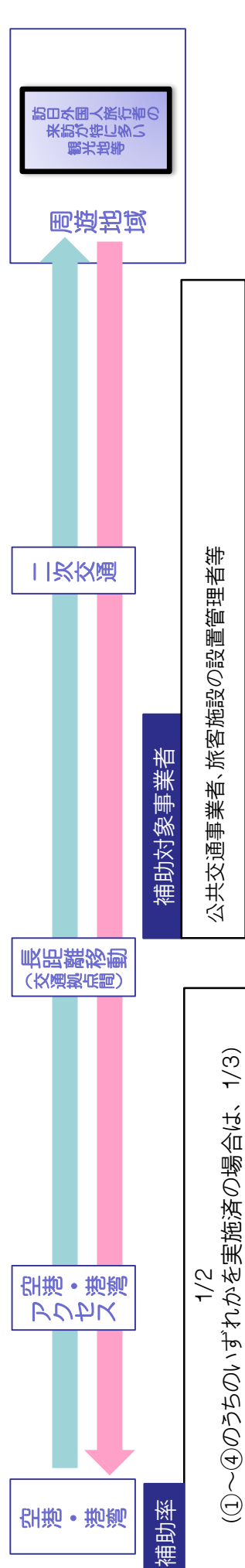
## ①～④をセットで整備

<p><b>①多言語対応(事故・災害時等を含む)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備</li> <li>■多言語バスローケーションシステムの設置</li> </ul>	<p><b>②無料Wi-Fiサービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備</li> </ul>	<p><b>③トイレの洋式化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■洋式トイレ、多機能トイレの整備</li> </ul>	<p><b>④キャッシュレス決済対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■全国共通ICカードの導入</li> <li>■QRコードやレジットカード対応、交通系ICカードの対応</li> <li>■レンタカーのキャッシュレス対応</li> </ul>
--	---	---	--

※通常は整備が想定されない場合(例：②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。  
 ※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

## ✦ (あわせて⑤～⑧を支援可能)

<p><b>⑤非常時のスマートフォン等の充電環境の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■非常用電源装置</li> <li>■携帯電話充電設備等</li> </ul>	<p><b>⑥大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■旅客施設の段差解消</li> <li>■LRTシステム(インバウンド対応型タクシー)の整備</li> <li>■段差解消やスーツケース置き場の確保</li> <li>■荷物置き場(荷物置き場の設置)</li> <li>■インバウンド対応型バス</li> </ul>	<p><b>⑦移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■観光列車</li> <li>■魅力ある観光バス</li> <li>■サイクルトレイン</li> </ul>	<p><b>⑧多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■オンデマンド交通(予約システム、住民ドライバー研修費)</li> <li>■超小型モビリティシェアサイクル等(サイクルポート等)</li> <li>■手荷物配送(予約システム)</li> </ul>
--	---	--	---



1/2

(①～④のうちいずれかを実施済の場合は、1/3)

施策名	商店街活性化・観光消費創出事業	予算額(百万円)	3,000
申請先	地域を管轄する経済産業局 (※詳細は下記連絡先宛てにお問合せください)	申請期間	2020年1月31日～2020年8月21日(予算額に達した場合は募集を打ち切る可能性あり)
概要	商店街を活性化させるため、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援。		
対象者	商店街等組織、商店街等組織と民間事業者の連携体		
対象事業	<p>(1) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込む環境整備の取組 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援。</p> <p>(2) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込むイベント等の取組 地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援。</p> <p>(3) 専門家派遣事業 商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援。</p>		
支援内容	<p>(1) (2) 補助率：2/3以内 (3) 補助率：10/10(定額) ※補助上限と下限は(1)～(3)の合計額で、上限額2億円、下限額200万円</p>		
備考	—		
連絡先	地域経済産業グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754		

# 商店街活性化・観光消費創出事業 令和2年度予算案額 30.0億円 (50.0億円)

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積し、「地域の顔」として、消費者に対して面的な魅力を提供しています。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しています。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の機会を捉え、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげることが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携した魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援します。

### 成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

- (1) 補助 (2/3以内)
  - (2) 補助 (2/3以内)
  - (3) 補助 (10/10定額)
- ※補助金上限額と下限額は、  
(1)～(3)の合計額で補助金  
上限額2億円、下限額200万円。



商店街等組織、  
商店街等組織と民間事業者の連携体

## 事業イメージ

### (1) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込む環境整備の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスやシェアキッチン・オフィスの整備など、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



(画像出所) MIDOLINO 資料  
シェアキッチンの整備

### (2) インバウンド・観光・創業等の需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメPR、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産と連携したイベントなど、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込むために効果的な商店街等の取組について、消費喚起につながる実効性のある取組等を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

### (3) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援します。

## Ⅱ. ソフト事業

施策名	木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業(うち大工技能者等の担い手確保・育成事業)	予算額(百万円)	500の内数
申請先	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室	申請期間	2020年3月頃
概要	木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅等の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。		
対象者	民間事業者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大工技能者等の担い手確保・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大工技能者等に関する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組（団体主導型）</li> <li>・地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組（地域連携型）</li> </ul> </li> </ul>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大工技能者等の担い手確保・育成事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用</li> <li>補助率：定額</li> </ul> </li> </ul>		
備考			
連絡先	国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 TEL：03-5253-8512 FAX：03-5253-1629		

# 木造住宅・都市木造建築物における生産体制整備事業

令和2年度予算額：500百万円

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅及び都市部における非住宅や中高層の木造建築物（都市木造建築物）の生産体制の整備を図るため、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組や、拡大余地のある都市木造建築物を担う設計者の育成・サポート等の取組に対する支援を行う。

## (1) 大工技能者等の担い手確保・育成事業

民間団体等が複数年計画に基づき実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

### 【事業内容】

#### ① 団体主導型

大工技能者等に関係する民間団体等が全国的に実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

#### ② 地域連携型

地域における複数の大工技能者関係機関が連携して実施する大工技能者等の確保・育成の取組に対する支援を行う。

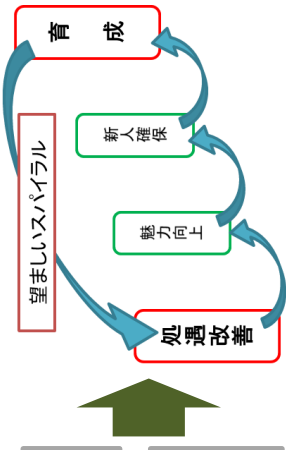
【補助対象】 大工技能者等の確保・育成の取組に要する費用

#### 団体主導型

大工技能者等に関係する団体・協議会（中央組織）

#### 地域連携型

特定の地域における複数の大工技能者等関係団体・機関によるグループ



大工技能者の減少  
高齢化に歯止め

各団体・地域にとって最適な「確保・育成」のスキームを構築し、各団体・地域での持続的な取組へと繋げていくことで、将来にわたり大工技能者の能力を発揮できる木造住宅生産体制の整備を図る。

## (2) 都市木造建築物設計支援事業

都市木造建築物の設計の円滑化に資する環境を整備する取組及び都市木造建築物を担う設計者を育成・サポートする取組を支援。

### 【事業内容】

#### ① 都市木造建築物設計支援情報の集約一元化

都市木造建築物の設計に資する技術情報を集約・整理し、設計者へ一元的に提供する情報インフラ（ポータルサイト）の整備に対する支援を行う。

#### ② 都市木造建築物設計者の育成

都市木造建築物の設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに対する支援を行う。

### 【補助対象】

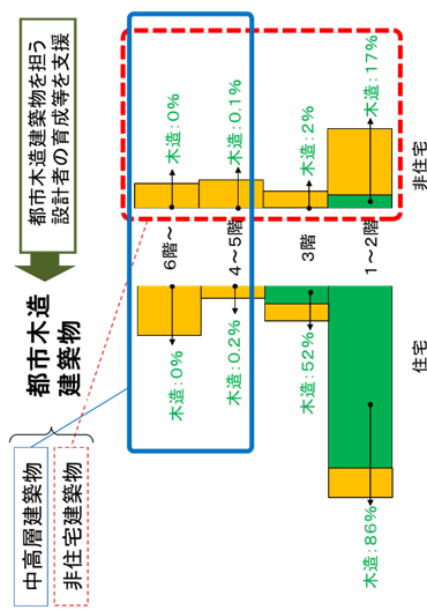
① 情報インフラ（ポータルサイト）の整備に要する費用

② 設計に関する講習及び具体の設計に対する技術サポートに要する費用

【補助事業者】 民間事業者等

【補助率】 定額

【事業期間】 令和2年度～令和4年度



施策名	広域周遊観光促進のための専門家派遣事業	予算額(百万円)	761 (内数)
申請先	受託事業者 (未定)	申請期間	2020年6月上旬 ～ 2021年2月下旬 (予定)
概要	日本版DMO (候補法人を含む) 及び地方公共団体へ、インバウンド観光に関する専門家を派遣し訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に向けた地域の取組を支援します。		
対象者	日本版DMO (候補法人を含む)、地方公共団体		
対象事業	<p>本事業で派遣対象としているものは、訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に関する下記の分野。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング</li> <li>・プロモーション</li> <li>・Web・ICT</li> <li>・金融</li> <li>・受入環境整備</li> <li>・外国人対応</li> <li>・宿泊</li> <li>・交通</li> <li>・観光コンテンツの充実</li> <li>・旅行商品造成</li> <li>・食と農</li> <li>・観光施設</li> <li>・まちづくり</li> <li>・景観</li> <li>・文化財</li> <li>・芸術・伝統文化</li> <li>・地域の取組・体制評価</li> <li>・課題発掘</li> <li>・観光地域づくり法人(DMO)</li> <li>・その他</li> </ul>		
支援内容	<p>○地域等からの推薦により登録した専門家を日本版DMO (候補法人を含む) 及び地方公共団体へ派遣</p> <p>○専門家が派遣要請を受けた地域を訪問し、外国人等の目線から助言等を実施</p> <p>○専門家の派遣に関わる旅費・謝金については、観光庁が負担 (上限あり)</p> <p>○専門家の選定については、事務局 (委託事業者) に相談可能</p>		
備考	-		
連絡先	<p>国土交通省(観光庁) TEL: 03-5253-8327</p> <p>観光地域振興部 FAX: 03-5253-8122</p> <p>観光地域振興課 URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/expert-haken.html</a></p> <p>広域連携推進室</p>		



# 広域周遊観光促進のための専門家派遣事業について

## 目的

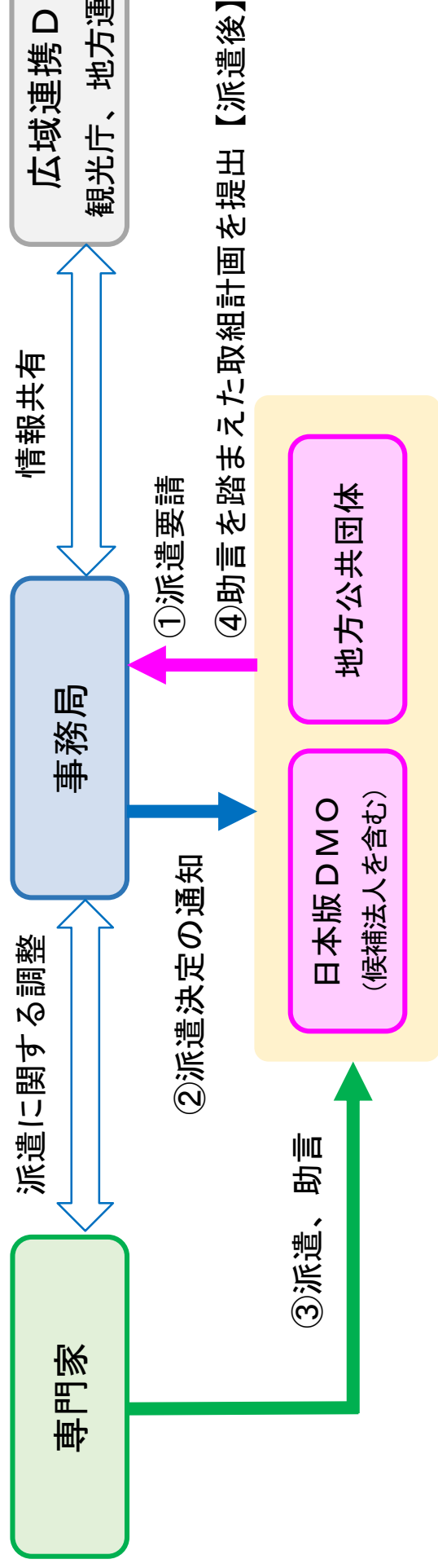
訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進を進める地域に対して専門家を派遣し、これまで地域内部では気づかれていなかった魅力・課題の発見、施策展開への助言、地域の関係者のスキル向上への支援等により、訪日外国人旅行者の誘客に向けた地域の取り組みの促進を図ることを目的としています。

## 派遣対象分野

- |  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーケティング</li> <li>・外国人対応</li> <li>・食と農</li> <li>・芸術・伝統文化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロモーション</li> <li>・宿泊</li> <li>・観光施設</li> <li>・地域の取組</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web・ICT</li> <li>・交通</li> <li>・まちづくり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融</li> <li>・観光コンテンツの充実</li> <li>・景観</li> <li>・課題発掘</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入環境整備</li> <li>・旅行商品造成</li> <li>・文化財</li> <li>・その他</li> </ul> |
|--|--|---|--|--|

## 派遣スキーム

日本版DMO（候補法人を含む）及び地方公共団体が事務局（委託事業者）に対し派遣要請を行い、訪日外国人旅行者の周遊促進に向けた課題解決のためのものと判断されるときは、事務局が判断し、日本版DMO（候補法人を含む）及び地方公共団体と調整したうえで専門家の派遣を行います。



施策名	文化財保存活用地域計画等作成	予算額(百万円)	1,509の内数
申請先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ	申請期間	2019年11月15日 ～ 2019年12月25日
概要	文化財を中核とする観光拠点形成のベースとなる、地域の文化財を総合的に保存・活用するための基本的な計画である「文化財保存活用地域計画」や「文化財保存活用大綱」等の策定・改訂事業を支援		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>(1) 文化財保存活用大綱作成 地方公共団体が文化財保存活用大綱を作成するために実施する調査、普及啓発等</p> <p>(2) 文化財保存活用地域計画作成 地方公共団体が文化財保存活用地域計画を作成するために実施する調査、普及啓発等</p> <p>(3) 歴史文化基本構想策定 地方公共団体が歴史文化基本構想を策定するために実施する調査、普及啓発等</p> <p>(4) 歴史文化基本構想改訂 地方公共団体が策定した歴史文化基本構想を改訂するために実施する調査、普及啓発等</p>		
支援内容	<p>○補助対象事業 上記(1)～(4)を実施するための事業経費(事前把握、調査、作成作業、普及啓発、情報発信)及び事務経費</p> <p>○補助金の額 予算の範囲内で定額</p> <p>○申請方法 申請書類は都道府県教育委員会を經由して提出</p>		
備考	事業(3)(4)は30年度に採択した事業のみ対象。		
連絡先	文化庁 地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ TEL: 075-330-6735 FAX: 075-561-3511		

## 目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

## 事業概要

### ◆ 地域文化遺産

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化財の保護団体等が行う活用のための人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための取組を支援。実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

## 取組内容

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化財の確実な継承基盤を整え、普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化



(金沢駅前で披露される加賀獅子)

### ◆ 文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実施



(文化財の総合的把握調査)

### ◆ 世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進。

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイドの育成研修)

### ◆ ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域に対して、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組等について支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進。

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援



(人材育成の取組)

施策名	Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業	予算額(百万円)	1,800百万円の内数
申請先	文化庁 文化資源活用課	申請期間	年数回の募集を予定
概要	歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元事業や展示・体験事業などの取組を支援するもので、観光客が日本の文化を理解・体感できるよう文化財の付加価値を高め、観光資源として更なる磨き上げを図る。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人(地方公共団体、民間団体等)</li> <li>・DMO等によって構成される協議会等</li> </ul> <p>*原則、平成31年度観光振興事業費補助金交付要綱第1章第2条二に基づく指定市区町村並びに日本遺産の構成文化財が存する、世界文化遺産の構成資産が存する及びユネスコ無形文化遺産が公開される市区町村で行う事業であること</p>		
対象事業	<p>国指定・選定の文化財を核として当該文化財の付加価値を高め、収益の増加などの好循環を創出するための取組にかかる事業</p> <p>【代表的な取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事(AR等での再現を含む)</li> <li>・歴史的な出来事等に基づく体験事業(往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元等)</li> <li>・当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示(AR等での再現を含む)等</li> </ul>		
支援内容	<p>○補助率 1/2 (以下に該当する場合、補助金の額を調整。ただし、2/3を上限とする)</p> <p>(1) 文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画を策定している地方公共団体の域内で実施される場合 …5%加算</p> <p>(2) 財政規模が一定の割合である場合  (ア) 地方公共団体の場合=財政力指数が0.5以下 …10%加算  (イ) 民間団体の場合=事業規模指数(※)が0.1以上 …10%加算  <small>※事業規模指数=補助対象となる総事業費/補助事業者の財政規模</small></p> <p>(3) 本事業に観光庁に登録された日本版DMO(日本版DMO候補法人は除く)が参加している場合 …5%加算</p> <p>(4) 当該年度に他の国際観光旅客税事業と連携して実施することを計画している場合 …5%加算</p> <p>(5) 3つ以上のプログラムを開発する場合 …5%加算</p>		
備考			
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL: 03-5253-4111 (内線3159) FAX: 03-6734-3820	

# Living History (生きた歴史体感プログラム)促進事業

2020年度予算額 1,800百万円の内数  
(前年度予算額 3,474百万円の内数)



## 「Living History」とは？

Living History (生きた歴史体感プログラム) 促進事業とは、重要文化財や史跡を訪れた方が、往時のくらしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感できるような、歴史的背景に基づいた復元行事や展示・体験事業などの取組です。

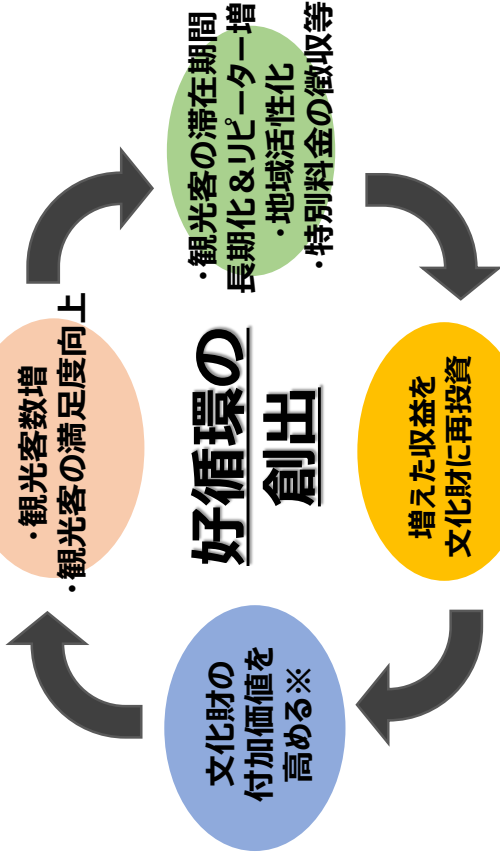
- ① 文化財の付加価値を高める…観光客が体感・体験できるよう、歴史的な出来事や当時の生活を再現
- ② 好循環の創出…文化財を核として賑わいを創出し、増えた収益を文化財の修理・整備や新たな企画に再投資

観光資源としての  
更なる磨き上げ

### 【現状・課題】

- ・必ずしも観光客にとって往時が分かりやすい形で公開されていない
- ・民間事業者と連携しつつ、文化財の所有者・管理団体等が自律的に文化財の修理・整備を行うモデル作りが必要

### 【目指す姿】



### 【事業者】

- ・法人 (地方公共団体、民間団体等)
- ・DMO等によって構成される協議会等

### 【主な要件】

- ・対象は、国指定・選定の文化財を核としたもの
- ・対象となる文化財に、文献や絵画等の史料や研究資料等に基づいた付加価値を付与すること

### 【代表的な取組例】

- ・歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事(AR等での再現を含む)
- ・歴史的な出来事等に基づく体験事業 (往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等)
- ・当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示 (AR等での再現を含む) 等



(絵図より忠実に再現した大名行列の実施)



(大政奉還の再現展示)



(史跡における当時の様子ARを活用して体験)

施策名	不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進	予算額（百万円）	13
申請先	受託事業者	申請期間	未定（令和2年度）
概要	<p>不動産の最適活用を通じた地方創生・東京一極集中の是正を推進するためには、不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した空き家等の再生や公的不動産（PRE）の利活用事業を地域においても促進することが有効であるが、特に地方において、そのノウハウが依然として不足していることが課題になっている。このため、PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築、空き家等の再生やPREの活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援等を行う。</p>		
対象者	PREの活用や空き家等の再生を検討している事業者、地方公共団体、地域金融機関等		
対象事業	<p>(1) PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築 ○支援対象事業者：PREの活用や空き家等の再生を検討している事業者、地方公共団体、地域金融機関等</p> <p>(2) 空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援 ○支援対象事業者：PREの活用や空き家等の再生を検討している事業者、地方公共団体、地域金融機関等</p>		
支援内容	<p>(1) PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築 ○補助額：－（セミナー等の開催による不動産特定共同事業への理解の促進 等）</p> <p>(2) 空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援 ○補助額：－（不動産証券化手法に係る専門家によるアドバイザー等の実施 等）</p>		
備考	－		
連絡先	国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課	TEL : FAX : URL :	03-5253-8289 03-5253-1579 <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000011.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000011.html</a>

## 背景・課題

- 不動産の再生を通じた効率的な地方創生を図るためには、事業への円滑な資金供給が重要。
- しかし、地方では、空き家等の再生や公的不動産を含めた遊休不動産の活用を図るための、証券化手法のノウハウや経験を有する人材が不足しており、地方における更なる証券化手法の普及に向けて、専門家のノウハウを共有し、地方における不動産活用に意欲をもつ事業者や地方公共団体等とのネットワークを強化する必要がある。

まち・ひと・しごと創生基本方針2019（令和元年6月閣議決定）

- ・小規模不動産特定共同事業者によるクラウドファンディングや全国版空き家・空き地バンクの活用による空き家等の有効活用を推進する。
  - ・地方公共団体や地域の不動産事業者、金融機関等と連携して、地方創生に資する不動産特定共同事業者等の証券化手法について周知を図るとともに、その更なる活用を目指す。
- 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月閣議決定）…耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。

## 事業内容

PRE等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のネットワーク構築

- 公的不動産（PRE）証券化のために重要な主体となる地方公共団体が参画し、地域の関係者（事業者、地域金融機関等）が参加するセミナー・ブロック会議を開催
- 空き家等の再生や公的不動産の活用に向けた不動産証券化のモデル事業支援
- 各地域の空き家・空き地バンクとも連携し、空き家等の再生やPREの活用を検討している事業者や地方公共団体を募集し、専門家によるアドバイザー等への支援を実施

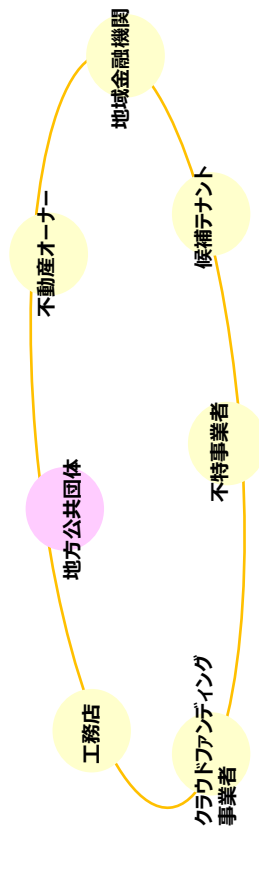
小規模不動産特定共同事業者の業務管理者への支援

- 実務講習（令和元年から実施）を受講し、新しく業務管理者となった者が、実務上の課題に十分に対応できるよう、専門家や業務管理者経験者のアドバイスを受けることができる相談体制を構築

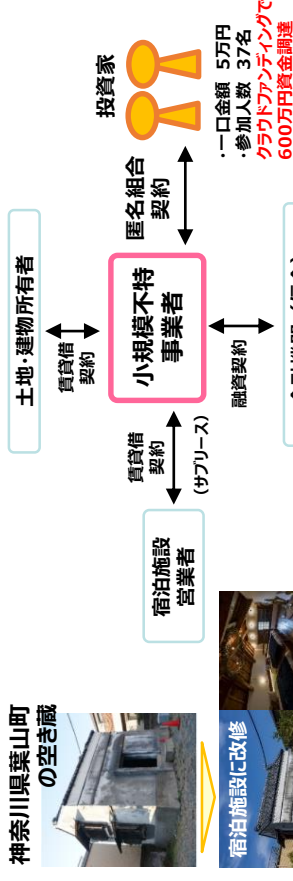
## 施策の効果

- 地方公共団体が核となった関係者間のネットワークを形成することで、PRE等を活用した地域の案件形成に繋げる。  
（公的不動産活用推進に関する関係省庁連絡会議と連携）
- 証券化のポテンシャルはあるが、専門家等の不足により事業化が進まない案件の事業化
- 地域の専門家の育成を通じた証券化手法の普及
- 業務管理者の設置が事業の開始のハードルの一つ
- 業務管理者の増加を促すことで、地方における小規模不動産特定共同事業者の活用促進

## 事業者ネットワークのイメージ



## 小規模不動産特定共同事業者の例



## 不動産特定共同事業者の例



施策名	ふるさと移住交流支援プロジェクト	予算額(百万円)	—
申請先	—	申請期間	—
概要	<p>▶ 過疎地域等をはじめとする地方圏では、著しい高齢化や人口流出に伴い、地域づくりの担い手不足の課題に直面しており、ふるさと納税の仕組みを活用して移住交流を推進。</p> <p>▶ ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。</p> <p>▶ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、移住交流促進事業を実施。</p> <p>▶ 寄附者は移住などに一定の関心を持っている者であると考えられるため、地方団体は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを持つ取組を行うとともに、さらに寄附者をはじめとした移住希望者に対して移住・定住対策事業を展開。</p>		
対象者	地方公共団体		
対象事業	ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを通じて行う移住・交流促進事業		
支援内容	<p>▶ 移住・定住対策の取組に対する特別交付税措置（平成27年度～）  対象経費：対象団体において当該地域への移住・定住を推進するために実施される移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施や受入地域における移住者の受入環境の整備、移住希望者に対する情報提供・相談対応等や移住者の定住・定着に向けた支援に係る事業に要する費用</p>		
備考	ふるさと納税ポータルサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html</a>		
連絡先	総務省 自治税務局 市町村税課 TEL:03-5253-5669 地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL:03-5253-5392		



施策名	ふるさと起業家支援プロジェクト	予算額(百万円)	—
申請先	—	申請期間	平成30年度 事業実施分～
概要	<p>▶ 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。</p> <p>▶ ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。</p> <p>▶ 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。</p> <p>▶ 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらうための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。</p>		
対象者	地方公共団体		
対象事業	クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した地域における起業支援		
支援内容	<p>▶ 起業家への上乗せ補助に対する特別交付税措置 対象経費：ふるさと未来投資家が起業家（事業）を特定してふるさと納税を行う場合に地方団体がふるさと納税を財源に当該起業家へ補助する金額（以下、「ふるさと納税を財源に補助する金額」という。）に上乗せして、地方団体が起業家に対して事業立ち上げの初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）を補助する場合における当該補助に要する経費。 ただし、1事業当たりの対象経費の上限は、ふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲とする。</p> <p>▶ 起業家から提案される事業の審査等に要する経費に対する特別交付税措置 対象経費：クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業立ち上げの初期投資費用について地方団体から補助を受けようとする起業家に係る以下の経費を対象経費とする。 ・起業家が提案する事業について審査を行う外部有識者への報酬等 ・起業家の募集 ただし、地方団体から起業家への補助は、対象経費に含まないこととする。</p>		
備考	ふるさと納税ポータルサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html</a>		
連絡先	総務省 自治税務局 市町村税課 TEL：03-5253-5669 地域力創造グループ 地域政策課 TEL：03-5253-5523		

# ふるさと起業家支援プロジェクト

## 目的

- 地方団体による地域の起業支援を促すとともに、ふるさと納税の仕組みを活用して地域の外から資金を調達することによって、地域経済の好循環の拡大を図る。
- ふるさと納税を活用する事業の内容を具体的に明示して、ふるさと納税を募集することを通じて、寄附文化の醸成を図る。

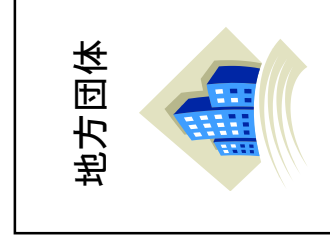
## 概要

- 地方団体は、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に対し、事業に共感する方からふるさと納税を募り、補助を行う。
- 起業家は、寄附者を「ふるさと未来投資家」として位置付け、支援先の事業に継続して関心をもってもらったための工夫を行う。具体的には、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で、定期的な事業報告を行うほか、自社の製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等が考えられる。  
※上記の実施内容については、起業家の創意工夫に委ね、事業内容の魅力とともに競い合っていた。
- 総務省は、起業家の事業立ち上げの初期投資に要する経費について、地方団体がふるさと納税を財源に補助する金額を超えない範囲で行う補助等に対して特別交付税措置により支援。

## イメージ図



応援したい起業家(事業)を  
選択してふるさと納税



特別交付税措置(総務省)

ふるさと納税を財源に補助する金額を  
超えない範囲で地方団体が上乘せ補助

ふるさと納税を財源に補助



**支援先の事業に継続して関心をもってもらったための工夫**

(例) 定期的な事業報告を行うほか、自社製品の試供品等の送付、事業所見学への招待、起業が成功した際の新製品の贈呈等

施策名	地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業	予算額(百万円)	-
申請先	-	申請期間	随時
概要	<p>地域おこし協力隊員や隊員OB・OG（以下「地域おこし協力隊員等」という。）が地域で起業するためのビジネスプランを、「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて応援する。</p> <p>&lt;参考&gt; 地域おこし協力隊 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。</p>		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>○地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着を図るため、地域おこし協力隊員等の起業に向けた取組を「ふるさと納税」を活用した寄附を通じて支援する事業</p> <p>（事業の実施にあたっては、地域おこし協力隊員等が委嘱を受けている地方公共団体に各自のビジネスプランを提案。提案を受けた地方公共団体は、地域活性化や地域課題の解決、継続的な地域雇用の創出等の観点から、住民の理解が得られるものであるかについて十分に精査の上、支援するビジネスプランを選定。その後、クラウドファンディング事業者を決定した上で、資金調達を開始することとなる。）</p>		
支援内容	<p>○地方公共団体が取り組む「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」に要する経費は、「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」（最終年次または任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限）として特別交付税措置により財政支援</p>		
備考			
連絡先	<p>総務省地域力創造グループ地域自立応援課 TEL：03-5253-5394 FAX：03-5253-5537</p>		

# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・P R等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。

○ **実施主体**：地方公共団体

○ **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**

○ **地方財政措置**：

◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)  
 ※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化している(隊員1人当たり400万円の上限は変更しない。)

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨンモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は  
女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が  
同じ地域に定住  
※H31.3末調査時点

## Ⅲ.その他

施策名	消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等	予算額(百万円)	-																					
申請先	-	申請期間	-																					
概要	古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するための、消防用設備等の基準の特例の考え方等の整理・公表等																							
対象者	古民家等を活用する事業者																							
対象事業	古民家等を活用する事業者が行う事業全般																							
支援内容	<p>下記の取組を通じて、古民家等を活用する事業者を支援</p> <p>(1) 古民家を宿泊施設、レストラン等に活用する場合の消防用設備等の基準の適用について、防火安全性を確保した上で特例の考え方等を整理・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について（通知）（平成29年3月23日付け消防予第71号）  <a href="http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_yo71.pdf">http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_yo71.pdf</a></li> <li>古民家等に係る消防法施行令第32条の適用事例の情報提供について（平成29年3月23日付け事務連絡）  <a href="http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_jimurenraku.pdf">http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/pdf/290323_jimurenraku.pdf</a></li> </ul> <p>(2) 一定の古民家等活用施設において、簡便な工事で設置可能な消防用設備等が設置可能である旨の内容をホームページ等で広報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>古民家を利用した施設の消防用設備等に関するリーフレット  <a href="https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_06_leaflet.pdf">https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_06_leaflet.pdf</a></li> </ul>																							
備考	<p>&lt;必要となる消防用設備等の例&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>古民家等の活用用途</th> <th>必要となる消防用設備等</th> <th>期待される効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・カフェ ・レストラン ・物販店</td> <td>・消火器(延べ面積150㎡以上)</td> <td>初期消火手段の確保</td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)</td> <td>火災の早期覚知手段の確保</td> </tr> <tr> <td>・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)</td> <td>避難ルートの明示</td> </tr> <tr> <td>・防災カーテン等</td> <td>延焼拡大の抑制</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・宿泊施設</td> <td>・消火器(延べ面積150㎡以上)</td> <td>初期消火手段の確保</td> </tr> <tr> <td>・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)</td> <td>火災の早期覚知手段の確保</td> </tr> <tr> <td>・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)</td> <td>避難ルートの明示</td> </tr> <tr> <td>・防災カーテン等</td> <td>延焼拡大の抑制</td> </tr> </tbody> </table>			古民家等の活用用途	必要となる消防用設備等	期待される効果	・カフェ ・レストラン ・物販店	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保	・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)	火災の早期覚知手段の確保	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制	・宿泊施設	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保	・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)	火災の早期覚知手段の確保	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制
古民家等の活用用途	必要となる消防用設備等	期待される効果																						
・カフェ ・レストラン ・物販店	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保																						
	・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)	火災の早期覚知手段の確保																						
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示																						
	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制																						
・宿泊施設	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保																						
	・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)	火災の早期覚知手段の確保																						
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示																						
	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制																						
連絡先	<p>消防庁予防課  TEL:03-5253-7523  FAX:03-5253-7533</p>																							

# 古民家等に対し消防用設備等の基準の特例を適用した事例

## スキーム

### 消防庁

基準の特例を整理・公表

周知

古民家等を活用  
する事業者

事前相談など

特例の適用

周知

消防本部

## 岳北消防本部（長野県）の誘導灯設置免除事例（平成26年5月）

### 建物概要

建物構造	地上2階建
延べ面積	220㎡（1階160㎡ 2階61㎡）
用途	1階 客室、厨房、浴室、納戸 2階 所有者の居住スペース ※消防法施行令別表第一5項イ（宿泊施設）に該当
収容人員	7人

岳北消防本部は消防庁が示した特例の適用要件に適合すると判断し誘導灯の設置を免除。  
【特例の適用要件】

- 客室は1室であり、直接屋外へ避難することが可能である。  
また、夜間においても容易に避難することが可能である。
- 施設の周囲には避難に支障となる物がないことから、安全な場所まで容易に避難することができる。
- 施設の利用者には、到着時に避難経路、場所等について説明する。  
また、有事の際には施設の管理者が宿泊者等を安全な場所まで誘導する。

注）2階は所有者の居住スペースであることを踏まえて誘導灯の設置を免除。

<建物の外観>

